

「平成25年度京都市食品衛生監視指導計画」(案)に係る  
市民意見募集の結果

「平成25年度京都市食品衛生監視指導計画」(案)に対する市民意見募集を、下記のとおり実施し、市民の皆様から多数の御意見をお寄せいただくことができました。いただいた御意見に対する京都市の考え方をとりまとめましたので、公表します。

貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様に御礼申し上げます。

1 実施期間

平成25年1月11日(金)から平成25年2月15日(金)まで

2 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、保健医療課又は保健センターへの持参

3 募集結果

32名の方から61件の意見が提出

(1) 年齢別件数

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	合計
男性	1	3	3	1	2	2	12
女性	9	7	1	1	2	0	20

(2) 居住地等区分別件数

市内在住	市内通学通勤	その他	合計
21	9	2	32

(3) 提出方法別

郵送	FAX	電子メール	保健センター 保健医療課持参	合計
1	3	2	26	32

(4) 項目別(意見数)

項目	意見数
1 リスクコミュニケーション	13
2 アレルギー物質検査	11
3 京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度	8
4 計画全般	7
5 監視指導	7
6 放射能対策	5
7 収去検査	3
8 牛海綿状脳症(BSE)	1
9 産地	1
10 その他	5
合 計	61

#### 4 主な市民意見と京都市の考え方

##### (1) リスクコミュニケーション

【意見数：13 意見NO： 1～13】

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に講習会やイベントを開催すれば、市民の方に食の安全安心に興味を持っていただけたらと思う。</li> <li>・担当部局と事業者で認識の相違があるので意見交換会を常に行う必要がある。</li> <li>・行政、事業者、消費者団体のパートナーシップ型の取り組みが定着するよう検討してもらいたい。また、市の消費者行政部局との連携についても検討してもらいたい。</li> <li>・参加型リスクコミュニケーションは、一般市民にわかるように見学会や講習会を開けばよい。</li> </ul>	<p>本市では、市民、食品等事業者及び京都市の関係者間で食の安全安心に関する意見交換を進め、相互理解と信頼を深めるリスクコミュニケーションが非常に重要であると考えています。</p> <p>このため、平成25年度も引き続き、定期的な意見交換会の開催や施設見学等による市民参加型のリスクコミュニケーションを推進するとともに、より効果的なリスクコミュニケーションとなるよう、消費者担当部局等関係機関との連携に努めてまいります。</p> <p>市民参加型のリスクコミュニケーションを実施する際には、ホームページや市民しんぶん等を活用し、より多くの方に御参加いただけるよう周知を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型食品表示講習会について、事業者自身が表示の重要性を学ぶ必要があるため、コミュニケーションを深めることが大切であり、多くの機会を設けてほしい。</li> </ul>	<p>地域密着型食品表示講習会は、可能な限り各保健センターを中心に開催し、地域の住民と食品等事業者が意見交換することで、相互理解の推進が期待できます。特に食品等事業者にとっては、消費者が求める情報を認識するよい機会になると考えています。</p> <p>できる限り多くの機会を設けるよう努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大学のまち・京都」という視点からも学生の食生活の安全性について、大学関係者と連携してもらいたい。</li> </ul>	<p>京都市ではこれまで、学園祭の模擬店における食の安全安心をテーマに、学生の皆様とともに安全で楽しい学祭模擬店のあり方について検討してまいりました。この結果を踏まえ、平成24年度に「学祭衛生管理マニュアル」を作成するとともに、各大学に協力をお願いし、本マニュアルの普及に取り組みました。</p> <p>平成25年度も引き続き、大学関係者と連携を図り、同マニュアルの普及をはじめ、大学生に対する食生活の安全管理についての啓発を推進します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆるキャラと一緒に食品について勉強する機会を参加型リスクコミュニケーションとして取り組めば面白い。</li> </ul>	<p>京都市では、市民の皆様により一層食の安全安心施策に関心を持っていただくため、「食の安全安心啓発キャラクター」を製作し、広く市民の皆様から親しんでいただけるよう、愛称を募集し、このたび「おあがりス」に決定しました。</p> <p>今後は、「おあがりス」を食の安全安心啓発パンフレットや啓発物品等の広報物に活用し、市民の皆様の安全安心につながるよう、更に分かりやすい情報発信に取り組んでまいります。</p>

(2) アレルギー物質検査

【意見数：11 意見NO：14～24】

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>・新たにアレルギー検査をすることに期待する。</li><li>・食物アレルギーは最近注目されており、人々の関心が高いので検査を行うことで安心感が得られる。</li></ul>	<p>特定の原材料に起因する食物アレルギーは、重篤な健康被害を引き起こすことがあるため、適切な表示により消費者に正確な情報を提供することが求められます。</p> <p>そこで、京都市では、平成25年度から、食品衛生法で表示が義務付けられている7品目（特定原材料）のアレルギー物質検査を実施し、市内で製造・流通する食品の適切なアレルギー表示を確認するとともに、アレルギー物質を含む食品による健康被害の未然防止に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・違反する食品が市場に流通しないように取り組んでほしい。</li><li>・そばとうどんと同じラインで製造する場合にそば粉の混入が不安である。</li><li>・事業者には細かいチェックを怠ることなく製造販売してもらいたい。</li></ul>	<p>従来から監視指導の際には、施設の衛生状況や製造工程等を確認するとともに、アレルギー物質が混入しないよう衛生管理を指導してきました。</p> <p>平成25年度からはこれまでの監視指導に加え、アレルギー検査を実施し、適切な表示を確認することで、より一層の安全性の確保を図ります。</p> <p>検査結果により不適切な表示が判明した場合は、施設等に対する調査を行い、その原因を追及するとともに、当該食品の回収等を指示するなど、健康被害の未然防止を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・食物アレルギーをもつ子どもが学校給食や保育所給食で健康被害を起こさないよう、担当部局や職員間で連携してほしい。</li></ul>	<p>学校や保育所などの給食施設に対して、アレルギー物質を含む食品衛生上の監視指導を定期的に実施するとともに、食品に起因する健康被害に関する情報を共有し、速やかに対策を講じるなど、関係者間の連携に努めています。</p> <p>学校や保育所においても、食物アレルギーを持つ子どもの状況を把握するとともに、職員間で情報を共有し、健康被害を起こさないよう努めております。</p>

(3) 京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度

【意見数：8 意見NO：25～32】

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>・京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度は、まだ普及していないので市民の方への周知が必要。</li><li>・保健センターで普及啓発用のあぶらとり紙をいただいた。身近な物品にマークが書いてあると身近に感じられるので、いろいろなアイデアで市民に定着するようがんばってもらいたい。</li><li>・もっとPRしたり認証施設協力のもとイベントの開催を増やせばよい。</li></ul>	<p>京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度を広く市民や食品等事業者の皆様を知っていただけるよう、認証施設の見学会の開催や啓発物品の作成、京・食ネットにおける認証施設の方からのコラム発信などを通して周知を図っております。平成24年度は食の安全安心をテーマとする大規模なイベントを開催し、認証施設に食品販売ブースを設置していただいたり、自主的な衛生管理の取組を紹介していただきました。</p> <p>平成25年度も引き続き、啓発物品の活用やイベント等の機会を利用し、より一層の認証制度の普及を図ってまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府の「信頼食品登録制度」との違いがわかりにくい。食品事業者が混乱するので統合を図って欲しい。</li> <li>・京都府と京都市の認証制度の違いがわからない。府市で統一しては？</li> </ul>	<p>本市の「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」は、仕入から製造・調理及び提供にいたるまでの全工程及びそれぞれの記録が適切に行われているかを評価し、「施設」を認証の対象としています。一方、京都府の「きょうと信頼食品登録制度」は、京都府内で生産又は製造される「食品」毎に登録を行う制度であり、本市の制度とは異なるものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去7年以上にわたり実施する中で、認証取得施設数が90施設では理解が得られないように思う。</li> <li>・一時認証制度を廃止すると説明があったがいつ継続が決まったのか。</li> </ul>	<p>京都市では、京（みやこ）・食の安全衛生管理認証の取得を促進するため、平成23年に申請書類の簡略化、申請手数料の無料化、申請窓口の保健センターへの変更を内容とする制度改正を行いました。</p> <p>引き続き、市民の皆様へ認証制度の周知を図り、食品等事業者の皆様へ認証取得のメリットを感じていただくことで、認証取得施設の増加を目指します。</p> <p>なお、前記のとおり取得促進のため制度改正は行いましたが、制度自体の廃止を表明したことはありません。</p>

(4) 計画全般

【意見数：7 意見NO：33～39】

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生の講習会などを計画していき、飲食店などに徹底した指導を計画し、食品業者や一般市民に発信してほしい。食品検査実施計画を立て、週に一度検査報告書や新聞やメディアに発信してほしい。</li> <li>・監視指導計画の取組を進めるとともに、京都市の食の安全・安心にかかわる施策と体制がより多くの市民に見えるようにしてほしい。</li> </ul>	<p>京都市では、飲食店を含む食品取扱施設等に対する監視指導や流通食品の検査、講習会を含むリスクコミュニケーション等の実施内容を定めた、京都市食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、計画に基づいて監視指導や食品検査等を実施しています。</p> <p>同計画の策定に当たっては、広く市民の皆様から御意見を募集し、可能な限り御意見を反映するよう努めています。</p> <p>計画策定時には広報発表するとともに、市民の皆様へ広く知っていただけますよう、わかりやすい概要版の作成や監視指導計画の概要を記した啓発用物品の作成など、周知方法を工夫しています。</p> <p>食品の検査結果につきましては、現在、市民の皆様への関心が高い放射能検査結果は随時公表しておりますが、監視指導結果やリスクコミュニケーション事業の実施結果についてもできる限り公表の頻度を高くするよう努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案の策定に当たって、前年度の実施結果をふまえてどのように検討したのか、その過程を明示してほしい。</li> </ul>	<p>計画の策定に当たっては、前年度の取組結果や社会情勢を踏まえ、京都市食の安全安心推進審議会から御意見をいただいたうえで、策定しております。</p> <p>平成25年度計画（案）は、昨年度の取組をさらに進める一方で、食品のアレルギーについて検討し、新たに検査を行うこととしました。また、市民の皆様へのさらなる不安解消に向け、放射能検査件数の充実を図ることと</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府と京都市の二重行政についてさまざまな分野で問題にされているので、食品安全行政において、京都府との連携を検討してもらいたい。</li> </ul>	<p>しました。</p> <p>食品衛生法の事務は都道府県及び保健所設置市ごとに行い、京都市域では京都市が、京都市以外の京都府下では京都府が事務を行っているため、御指摘のような重複しているところはありません。しかしながら、食品の安全性に関する啓発や指導内容等の違いにより、市民の皆様や食品等事業者が混乱することのないよう、京都府とは日ごろより意見交換や情報を共有し、連携を図っています。</p>
---	---

(5) 監視指導

【意見数：7 意見NO：40～46】

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都の食べ物を代表する豆腐やおぼんざいを楽しみに旅行に来られる方は多いので、その安全性確保のために衛生指導することは大切である。</li> <li>・京都の食文化は美味しく安全であるというアピールになる。</li> <li>・毎年京都ならではの食べ物に取り組んでほしい。</li> </ul>	<p>京都市では「京都市食の安全安心推進計画」に基づき、京の食文化を代表する食品製造施設の監視指導に取り組んでいます。</p> <p>平成25年度は、豆腐やそうざいの製造施設を対象に監視指導を実施するとともに、併せて検査も実施し、科学的知見に基づいた衛生指導を行うことで、市民の皆様や京都を訪れる観光旅行者の方々の食の安全安心の確保に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・そうざいや豆腐は品質の劣化を招きやすいので、食品の保管や衛生的な取扱などを指導していただきたい。</li> <li>・食品表示やノロウイルス対策について共通監視項目として重点化する点について支持する。</li> <li>・食品表示について消費者は重要視するので適正な食品表示について監視を充実させるべき。</li> </ul>	<p>監視指導では、施設の衛生管理だけでなく、食品仕入れ時の検品や保管状況、食品の取扱なども確認し、食品衛生上不適切な事項があれば是正指導しています。</p> <p>また、不適切な表示による食品の自主回収やノロウイルスによる食中毒事例が増加傾向にあることから、監視指導の際には、食品表示の確認を実施するとともにノロウイルス食中毒予防対策についての啓発を徹底します。</p>

(6) 放射能汚染対策

【意見数：5 意見NO：47～51】

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能による食品の汚染を気にされる方が多いので、安全安心という情報を検査結果と共に示し、市民の方に納得していただくことが必要。</li> <li>・東北地方の食品が放射能を浴びてないか検査してほしい。</li> <li>・検査数を増やしていただけるのはありがたい。</li> <li>・検査の目的や位置づけ、検査対象食品に関する考え方、検査結果の持つ意味等についてよりいっそうの情報提供の工夫をお願いしたい。</li> </ul>	<p>京都市では、放射能汚染に係る食品の安全の確保及び市民の皆様への不安解消のため、京都市中央卸売市場第一市場に入荷する農水産物や、市内小売店等で販売されている加工食品等、東北地方を含む17都県で生産、製造された食品や、同第二市場でと畜解体する牛の全頭について放射能検査を実施するとともに、検査結果を本市ホームページで公表しております。</p> <p>検査結果については、市民の皆様にとってよりわかりやすく、また、不安の解消につながるものとなるよう、公表方法の工夫を図ってまいります。</p>

## (7) 収去検査

【意見数：3 意見NO：52～54】

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>時代のニーズにあった放射能やアレルギーの検査が増えているが、全体の検体数は減っている。限りある予算の中でのやりくりが見えていいことだと思う。</li> </ul>	<p>違反食品の発生状況や社会的に問題となっている食品等を踏まえ、引き続き効率的かつ効果的な検査に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>試験検査について子どもが結果を見てもわかるようにしてほしい。</li> </ul>	<p>検査結果の公表については、京都市の取り組みを知っていただくうえで重要であると考えております。参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市場外取引による検査体制は十分か？特に放射能について全ての食品を対象としているのか。</li> </ul>	<p>本市では食の流通拠点である中央卸売市場における食品検査はもちろんのこと、市民の皆様にとってより身近である市内小売店で販売されている食品の検査も実施しています。</p> <p>放射能検査は、生産地で計画的に検査を実施しているため、流通する農畜水産物の安全は確保されていると考えられますが、市民の皆様により安心していただけますよう、京都市独自に抜取り検査を実施しています。</p>

## (8) BSE

【意見数：1 意見NO：55】

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>国内の全頭検査体制が終了するならば、説明会を開催していただきたい。</li> </ul>	<p>検査体制の見直しの際には、市民の皆様に不安を与えることのないよう、説明会を開催するなどリスクコミュニケーションに努めてまいります。</p>

## (9) 産地

【意見数：1 意見NO：56】

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入食品の安全性について疑問に思っているため、冷凍食品等加工食品に使用されている野菜が輸入野菜であるかどうかわかるようにしてほしい。</li> </ul>	<p>食品衛生法では加工食品の産地に関する表示義務はありませんが、本市においては国産品、輸入品を問わず、市内で製造・流通する食品の検査を実施し、安全の確保に努めています。</p>

## (10) その他

【意見数：5 意見NO：57～61】

意見の要旨	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の指導員体制での巡回指導を行うのか。新たな監視指導推進委員を設置して全般に於ける巡回指導を行うのか？食品衛生協会で現在実施している巡回指導について問題があるのか。</li> <li>食品衛生協会会員については、業界、支部等には日頃より情報の伝達に努めているが、非会員については情報が伝わらない。行政からも衛生協会員への加入について真剣に協力をお願いしたい。</li> <li>【提案】現在の指導員の増員、指導員の位置付、特別巡回指導員設置「京都市認定」による公共施設への巡回指導、行政と協働で取り組むのはどうか。</li> <li>営業者に対し、許可更新時に食の安心安全について再確認をする「再教育講習」を行う必要がある</li> </ul>	<p>貴重な御意見、御提案ありがとうございます。今後の施策を検討するうえでの参考とさせていただきます。</p>

・食品を製造するものは利益だけを求めるのではなく、消費者の事を考え偽装表示などはせずプロとしてこだわってほしい。

監視指導の際には、食品表示の確認も併せて実施し、不適切な食品表示は是正指導しております。

また市民の皆様からいただいた御意見については、食品等事業者とリスクコミュニケーションする中でお伝えしてまいります。